

## 第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### 8-1 基本的な考え方

歴史的風致形成建造物は、重点区域内の歴史的風致を形成している建造物であり、歴史的風致形成建造物が存在する歴史的背景と保存の重要性を公開等の活用によって普及し、歴史的風致の維持及び向上を図っていく。

歴史的風致形成建造物の公開にあたっては、人々の生活と伝統的な活動があり続けたからこそ、歴史的な建造物の価値と風情が後世に伝えられるということを基本に、建造物を守り続けた人々の生活と活動の場である点を尊重し、所有者と合意を得たものに限り実施するものとし、イベント時における一時的な公開という手法も視野に入れて、人々の生活や伝統活動を阻害しない範囲で実施に努めていく。

なお、維持管理に必要な修理などを行う場合は、専門家や学識経験者の意見・助言を踏まえて実施する。

### 8-2 個別的事項

#### (1) 国の登録文化財及び県・市の指定と重複する歴史的風致形成建造物の管理の指針

国の登録文化財、県・市の指定文化財となっているものに関しては、それぞれ対応する法令・条例に基づき、現状変更などの行為規制などがすでに実施されている。修理については、現状の維持または調査に基づく復元を基本とし、公開・活用または防災上の措置について、本質的な価値を損なわない範囲で実施するものとする。特に、民間が所有するものについては、文化財に関わる補助制度などを活用して所有者の負担軽減に努めるとともに、学識経験者などによる技術的な指導を踏まえた上で実施するものとする。

#### (2) その他の歴史的風致形成建造物の管理の指針

未指定・未登録の建造物については、調査を踏まえその価値を明らかにするとともに、必要に応じて市指定文化財等の指定を行うものとし、それぞれ対応する法令・条例等に基づく保存を図るものとする。

その他の建造物については、歴史的風致の維持及び向上の観点から、外観を対象に現状の維持または調査に基づく復元を基本とし、内部においても価値が高いものについては、所有者に対し、所有者の生活を尊重しつつも保存に対する協力を求めていく。

### 8-3 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づく届出が不要な行為については、以下のとおりとする。

#### ①文化財保護法

- ・登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ・登録有形民俗文化財について、同法第90条第3項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ・登録記念物について、同法第133条の規定に基づく現状変更の届出を行った場合

#### ②広島県文化財保護条例

- ・広島県指定重要文化財について、同条例第16条第1項の規定に基づく現状変更等の許可の申請と同条例第17条第1項の規定に基づく修理の届出を行った場合
- ・広島県指定重要有形民俗文化財について、同条例第31条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合
- ・広島県指定記念物について、同条例第40条の規定に基づく現状変更等の許可の申請及び復旧の届出を行った場合

#### ③竹原市文化財保護条例

- ・竹原市指定重要文化財について、同条例第9条第3号の規定に基づく現状変更の届出を行った場合